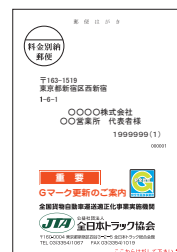


## 5. 更新申請の手続きと申請方式

### 更新申請

安全性優良事業所の認定を受けている事業所が、認定の更新を希望する場合の方法は下記の通りとなります。

5月初旬に送付する「更新のご案内」ハガキ(※)において、当該事業所が利用できる更新申請の方式を案内しています。なお、全日本トラック協会ホームページならびに申請案内表紙に記載している更新対象の認定番号で、「Gマーク更新のご案内」ハガキが5月末日までに届かない場合は、都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。



※更新のご案内ハガキ サンプル

### 更新手続の概要

1. 評価項目Ⅱ.「事故や違反の状況」については、更新を希望する事業所全てを対象として新たに評価を行います。
2. 評価項目Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」およびⅢ.「安全性に対する取組の積極性」の2項目については、更新を希望する事業所において評価の希望の有無を選択できます。いずれかの項目について評価を希望しない場合は、前回の該当項目の評価点数を用います(以下「特例申請」という)。ただし、2回連続して特例申請を選択することはできません(P.5参照)。

評価項目	更新申請の方式			
	A	B	C	E*
Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点 40 点 / 基準点数 32 点)	○	○	—	—
Ⅱ. 事故や違反 (行政処分) の状況 (配点 40 点 / 基準点数 21 点)	○	○	○	○
Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性 (配点 20 点 / 基準点数 12 点)	○	—	○	—

○：新たに評価する項目 —：前回の評価点数を用いる項目

※更新 E 方式は、前回の申請が、新規申請または更新 A 方式であり、Ⅰ.「安全性に対する法令遵守状況」の点数が 40 点満点であった事業所のみ選択できる方式となります。

#### <手続方法の種類とフローチャート>

